

西アジア地域の文化財保護への国際協力の意義 ーシリア・ダマスカス歴史文書館の文書修復支援を中心に

林 芳哉

研究の目的と方法

世界中に点在する文化財のなかで、より深刻な存続の危機にさらされているのは開発途上国にある文化財である。多くの開発途上国はまずほとんどが地理的・気候的に厳しい環境条件にあり、また財政的に文化財のケアにかかる余裕はなく、その保存についても十分な知識を持ち合わせていないことが多い。これらの文化財を守るには、文化財を所有する国だけの課題としてではなく、グローバルな視点からの協力も必要になってくる。

筆者は2003年から2005年にかけて、シリアのダマスカス歴史文書館にて、JICA国際協力機構の青年海外協力隊員として歴史文書の保存修復に関する指導および活動を行ってきた。活動先では適切な文書の保存修復の必要性が認識されているものの、技術的にどのようにしたらいいのかわからない、財政的に保存修復のための予算を確保することが困難である、保存修復を進めていくための計画を立てることが難しい、といった問題があることが次第に明らかになった。文書の保存修復は短期で完結できるものではなく継続的に行なっていく必要があり、現地での人材育成、作業環境、保存環境の整備には、中長期的な計画に基づく協力が不可欠である。

また同時に、他分野の開発援助や国際協力との比較において文化財保護の位置づけを考えると、緊急性の高くないものとして捉えられていたり、協力の効果においても不明確なものとして捉えられる傾向がある。そして、国際協力の現場においてはその意義があまり認識されていない、もしくは文化財に関わる識者や研究者たちの間で行われている議論が一般的には浸透していないと感じ、この分野の協力について研究するに至った。このような背景から、文化財保護への国際協力について、実際の現場での事例を通して考察し、協力を行うにあたって現実に生じる問題点や課題をふまえながら、協力の効果やその意義を明らかにしていくことがこの研究の目的である。

本研究では、筆者が関わってきたシリア・ダマスカス歴史文書館での文書修復支援活動を中心的な事例として扱っている。また、ヨルダン・ウムカイス遺跡で行われたイラク向けJICA第三国研修を取り上げた。これらの事例より考察・分析を行ったため、この研究では西アジア地域の文化財に対する国際協力活動に限定したものとなっている。しかし、日本や東アジア諸国と文化的・社会的背景の大きく異なる西アジアの文化財への国際協力を対象とすることで、別の角度からその必要性について論点を提供できるのではないかと考えている。

また、これまでの文化財の国際協力の研究の多くは、ユネスコが積極的に形成してきた

理念である「人類共通の財産としての文化財・文化遺産」を対象にしており、すでに貴重価値が定まっているものとしての文化財を議論の出発点としているが、ここでは、「人類共通」という価値概念を再検討し、地域・時代・歴史などによって価値観が変動するものとしての文化財、そしてそのような文化財を保護していく上での課題を考慮しつつ議論を展開することで、文化財保護への国際協力の具体的な現状を捉える試みを行った。

本研究では、まず「文化財」「文化財保護」「文化財保護への国際協力」について文献調査によって整理していき、研究対象の全体像の把握を試み、先行研究によってこれまでの取り組みや議論の理解を努めた。さらに 2003 年から 2005 年にかけて筆者が行った実際の文化財保護活動の現場の状況から、問題点、課題、効果の整理を行った。また、日本が文化遺産国際協力の一環として行ったヨルダンにおけるイラク向け第三国研修について、現地での様子から実施背景をふまえた課題や効果の分析を試みた。そして、これら 2 つの西アジアの文化財をとりまく現場の事例から導き出される文化財保護分野への国際協力について、現地、日本、文化財、そしてグローバルな視点から必要性および意義についての分析を試みている。

論文の構成

序章 文化財保護への国際協力の研究について

- 第 1 節 研究の背景
- 第 2 節 研究の目的
- 第 3 節 研究の方法
- 第 4 節 論文の構成

第 1 章 文化財とは何か・文化財保護の歴史

- 第 1 節 文化財・文化遺産の定義
- 第 2 節 文化財の概念区分
- 第 3 節 「人類共通」の文化財・文化遺産（ユネスコの文化財保護政策）

第 2 章 日本政府による文化財保護と国際協力

- 第 1 節 日本の文化財保護の歴史
- 第 2 節 文化財保護に関する国際協力のこれまでの取り組み
- 第 3 節 最近の文化財保護協力への動き
- 第 4 節 青年海外協力隊における文化協力

第 3 章 シリア・ダマスカス歴史文書館での協力隊活動

- 第 1 節 活動の概略・背景

- 第 2 節 ダマスカス歴史文書館での協力隊活動の効果
- 第 3 節 文化財保護活動（資料保存・修復）における問題と課題
- 第 4 節 修復作業環境の整備
- 第 5 節 修復用材料入手の問題
- 第 6 節 修復技術者育成の必要性と課題

第 4 章 ヨルダンでのイラク向け JICA 第三国研修

- 第 1 節 イラク向け JICA 第三国研修の概略・背景
- 第 2 節 第 5 回イラク向け「第三国研修」（文化遺産）への調査
- 第 3 節 協力効果についての論点・第三国研修での課題

第 5 章 西アジア地域文化財への国際協力の課題

- 第 1 節 西アジア地域の現状からみた文化財保護への国際協力
- 第 2 節 日本から見た西アジア地域への文化財保護の国際協力
- 第 3 節 文化財からみた文化財保護への国際協力
- 第 4 節 グローバルな視点からの協力の必要性

結論

参考文献

論文の概要

近年よく使われる「文化財」(Cultural Property) や「文化遺産」(Cultural Heritage) という用語はユネスコの条約や日本の文化財保護法において定義されているが、これらが示す意味の範囲は、条約の目的によって異なり、対象も異なってくる。そして、文化財・文化遺産の価値については、個人や集団の判断に委ねられている部分があり、主観的な価値判断を要する(河野 1995)。つまり「文化財」とは、国家や民族など主体による価値認識の違いによって異なってくるものであり、時代背景、政治的背景によっても変化しうる性質を持っているものであることを踏まえる必要がある。

日本は明治期以降に文化財保護への取り組みを始め、1929 年(昭和 4 年)の国宝保存法や 1950 年(昭和 25 年)の文化財保護法などによって保護制度を確立してきた。海外の文化財への国際協力を行うようになったのは、1980 年代後半の国際協力の拡大での文化財保護関連の国際協力プログラムの開始からであるといえる。そしてアフガニスタンのバーミヤン遺跡の破壊を契機に、さらなる効果的な文化遺産国際協力、国内の関連機関の連携の必要性、文化財保護協力を含めた文化外交の重要性の議論が始まり、2006 年の「海外の文

化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」の制定するまでに至っている。

本論では、日本の国際協力事業のひとつである青年海外協力隊事業によって行われてきたシリア・ダマスカス歴史文書館への文化協力を事例として取り上げて、筆者が活動を行った経験から、効果、問題点、課題点を分析した。修復作業環境の整備では、手動プレスを導入した事例から、文書館の上部組織である考古・博物館総局の予算管理の問題、機材選定までのプロセスの問題、他機関との連携の欠如、人事交代で影響される計画の脆弱性などを指摘した。材料入手の問題では、修復用和紙の購入を取り上げて、輸入による供給ルートが確立が必要であること、しかしそのための外貨支払いにおける問題などがあることが明らかとなった。

また、JICA 国際協力機構が行ってきたイラク向け第三国研修（文化遺産）を事例として取り上げ、イラク復興支援の一環として行われてきたヨルダン・ウムカイス遺跡での現地研修の様子を調査した。イラク国内での研修ができないことから、隣国ヨルダンでの研修実施になっているが、ヨルダンにおいても研修開催が困難であることが明らかになった。一方でイラク人研修生達はこれまで供与されてきた機材を用いて、イラク国内にて遺跡分布図マップ作成、博物館所蔵遺物データ整理、教育活動、啓発活動を行っており、協力効果は明らかになっている様子を確認できた。

西アジア地域の現状を見ると、国際協力活動を通して文化行政の問題が明らかとなり、文化財保存修復においては技術的な面で海外からの協力が必要である。同時に、国内の作業環境整備も重要となること、また文化財保護活動を担う人材育成が重要である。日本の立場からは、異文化理解の手段として国際協力が有効であり、国内において重要視されてきている文化外交としての側面からその意義が認められるであろう。「文化財」の視点からは、まず文化財配慮の環境改善において国際協力が必要である。「見出されるべき」モノとしての文化財、そしてその発見に立ち会うことのできる機会として文化財保護活動をとらえる視点を論じた。

さらに、グローバルな視点から見ると、途上国の文化財保護にかかる問題の負担の大きさから国際社会が計画・マネジメント・技術・資金の面で重要な助け手となること、また国際社会の協力によって途上国における文化財が見出されるならば、文化の多様性の拡大につながり、異文化理解を深めていくことが可能となるだろう。文化財は、保護に取り組み、整理・活用を進めていくことで、その「文化財」としての価値が増大してくる。言い換えると、文化財の価値を維持し高めていくためには、文化財保護への取り組みが不可欠である。整理や保存・修復などについて配慮のない文化財は、その価値を見いだされることなく、やがては劣化し、風化し、離散してしまう。途上国にある文化財の多くが掘り出されていない原石の状態であり、その価値を高めるには見出して磨きをかける必要がある。

「文化財」という財産の価値を、国際的な協力によって見出すことで、途上国の「質的な利益」へとつながる。この「質的な利益」というのは、経済的なものに限定されているものではなく、地域社会にとっての精神的な利益、および拠りどころとなるアイデンティティ

ィや象徴を生み出す利益、などを含んでいる。このような途上国の「質的な利益」の向上は、グローバルな視点で考えれば、途上国への諸問題対応への負荷を軽減することとなり国際社会の利益へと繋がっていくといえるだろう。

貧困や戦後復興など現在の生活に関わる大きな問題を抱える途上国地域において、文化財に目を向けることは、はたしてどのような意味を持つのだろうか、そして、緊急的課題の押し寄せるなかで、中長期的な計画を必要とする文化財保護への取り組みが、地域の人々にとって、また協力する側の人々にとって、はたしてどのような意味を持ちうるのかについて、われわれは考えていく必要がある。

本来は、文化財保護への活動は、現在の政治的情勢や経済的な状態に左右されることなく続けていくべきものである。本研究ではシリアとイラクという隣接する国における文化財保護の一端を見てきたが、現状の良し悪しに関わらず「見出される」のを待っている文化財が存在している。

日本がこの分野の国際協力に本格的に取り組み始めてからはまだ20年弱しか経ていない。各機関の連携を進めた上での取り組みはこれから期待されている。どのような国際協力の連携が有効であるかは、これまでの経験、そしてこれからの経験の積み重ねにおいて今後もさらに検証し、実証していく必要があるだろう。